

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月27日4自第1495号-2で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした情報のうち、別表の「開示すべき内容」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 開示請求に係る対象公文書等の開示決定状況について

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、実施機関に対し、令和4年12月14日付けで、平成29年度以降の福岡県環境審議会温泉部会（以下「温泉部会」という。）の議事録について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 開示請求に係る対象公文書及び開示決定の状況

ア 開示請求に係る対象公文書

開示請求に係る対象公文書は、平成29年度から令和4年度までの温泉部会の議事録である。

イ 開示決定状況

実施機関は、対象公文書のうち、平成29年度から令和3年度までの温泉部会の議事録（以下「本件文書」という。）に記載された申請者の氏名及び掘削地点周辺の源泉所有者の氏名は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、事務局職員による説明の一部及び委員間で行われた意見交換の全部等については、条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして、非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

なお、実施機関は、対象公文書のうち、令和4年度の温泉部会の議事録について、本件決定と同様に公文書部分開示決定を行っているが、審査請求人は、当該決定に対しては審査請求を行っていない。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、令和4年12月14日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。
- イ 実施機関は、令和4年12月28日付けで、審査請求人に対し、条例第13条の規定により、開示決定等期間特例延長を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 実施機関は、令和5年1月13日付けで、令和4年度の温泉部会の議事録について公文書部分開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- エ 実施機関は、令和5年1月27日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- オ 審査請求人は、令和5年2月13日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- カ 実施機関は、令和5年10月23日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張要旨は次のとおりである。

- (1) 実施機関は、条例第7条第1項第4号に基づき、温泉部会の議事録のうち、委員及び事務局による質疑応答部分を非開示としている。これについて、例えば、東京都自然環境保全審議会温泉部会はそのホームページにて議事録（委員名も含めて）を公開しているし、長野県環境審議会温泉審査部会は委員名や源泉名は伏せているものの、それらの部分を除き議事録をホームページで公開している。これら議事録には、逐語的な質疑応答が記録されている。
- (2) さらに、青森県ほか23府県は、ホームページでは議事録を公開していないものの、公文書開示請求により提供のあった議事録では、委員名や事業情報等の一部非公開部分はあるものの、質疑応答部分を含めた内容が公開されている。
- (3) これらの都府県において、それぞれの議事録を確認する限りにおいては、温泉部会は継続的に運営され、議事録を公開していることによって審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといったことも特段、部会の審議において話題にあがっていないことから、実施機関が懸念しているような「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは言えない。
- (4) 実施機関は、「事務局職員が行う説明の多くは、許可申請書や実施機関が保有する行政情報であり、条例第7条第1項第4号に規定する非開示情報に該当す

る」と主張する。しかしながら、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会長から同県知事に答申された、平成27年2月3日付け答申第40号（公文書（平成25年度の10月の環境審議会温泉部会議事録）の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申））における指摘からもわかるとおり、実施機関が、「許可申請書や実施機関が保有する行政情報」としている項目は、「さほど重要なものとは考えられない」ものであり、第4号に規定する非開示情報には該当しないと考える。

- (5) 公共財の側面を持つ温泉についての議論は、秘密にするようなものではなく、公開すべきと考える。

今回のような温泉に関する情報の開示の姿勢については、各都道府県の事情で開示・非開示を判断する種類のものではない。各都道府県が保有する情報を利用する者の混乱を招かないためにも、実施機関は、例に挙げた他府県の対応を確認し、同様に公開する対応がふさわしいと考える。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は次のとおりである。

- (1) 個人たる申請者の氏名及び個人たる掘削地点周辺の源泉所有者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1項第1号に該当する。
- (2) 温泉部会の会議は、個人情報や事業情報を含むこと、また、委員と事務局との率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれないよう非公開で行っている。本件非開示情報を開示することを前提とした場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して委員が発言を控えるなどにより、率直な意見交換が行えなくなり、温泉部会における適正な意思決定ができなくなることから、温泉部会の事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては本県の温泉行政についても多大な影響を受けるおそれがある。

温泉部会の委員は5名であり、委員の選出区分（専門分野等）は全員異なり、仮に議事録の質疑応答部分を公にした場合は、たとえ委員名を伏せたとしても、その発言内容から発言した委員が容易に推定されうることから、委員名とその逐語的な発言部分を一体的に非開示とする必要がある。

このため、温泉部会において委員と事務局との意見交換を行った記録、審議内容及び審議の賛否に関する情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

- (3) 他都府県のホームページで公開されている議事録や、公文書開示請求に対し

て開示された議事録において、議事録の公開による審議会の事務の適正な遂行への支障について特段審議で話題にあがっていないことをもって、「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が否定されるものではない。

- (4) 事務局職員の説明内容には、関係者から聞き取った事項等、開示することにより関係者との信頼関係や協力関係が著しく損なわれる情報が含まれる。また、申請内容等に対する見解、方針案やその検討経過等、開示することにより将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報があるほか、欠席委員分の意見代読のように実質的に委員間で行われた意見交換等と同等の情報が含まれる。これらの情報については、開示することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第1項第4号に該当する。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容について

ア 福岡県環境審議会及び温泉部会について

福岡県環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に基づき、福岡県環境審議会条例（平成6年福岡県条例第18号）第1条の規定により設置された実施機関の附属機関である。

温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定による温泉掘削の許可申請、同法第11条第1項の規定による動力装置の許可申請等に対し、実施機関が処分を行う際には、同法第32条の規定により、審議会に諮問することとされている。

審議会には、福岡県環境審議会運営規程第4条第1項の規定により、温泉法施行事務のうち、温泉掘削許可、動力装置許可及び温泉の採取の制限に関する事項の調査審議等を所掌する温泉部会が置かれており、温泉掘削の許可申請等について実施機関から諮問がなされた場合には、温泉部会で審議を行っている。なお、温泉部会の決議は、福岡県環境審議会条例第6条第5項の規定により、審議会の決議とすることができるとされている。

また、温泉部会は、審議会等の会議の公開に関する基準第3条第2項の規定により、非公開で行われているものの、温泉部会の決議内容は、県ホームページ上で公開されている審議会の議事録等に記載されている。

イ 本件文書の内容について

温泉部会は、平成29年度に3回（平成29年6月1日、平成29年10月24日、平成30年2月5日）、平成30年度に3回（平成30年6月21日、平成30年10月19日、平成31年2月27日）、令和元年度に2回（令和元年10月25日、令和2年2月20日）、令和2年度に3回（令和2年6月24日、令和2年10月14日、令和3年2月24日）、令和3年度に4回（令和3年6月30日、令和3年8月31日、令和3年11月2日、令和4年2月25日）開催されている。

本件文書は、これらの日程で開催された温泉部会の議事録であり、表題、開催日時及び場所、出席者、会議に付した議題名に加え、事務局職員による説明や、委員の発言内容が逐語的に記載されている。

本件文書のうち、実施機関が条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした情報は、申請者の氏名及び掘削地点周辺の源泉所有者の氏名であり、条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした情報は、議事録内の委員間の意見交換等（事務局との質疑応答を含む。）に係る部分並びに事務局職員による説明のうち「申請内容等に対する事務局の見解及び対応方針案」、「申請者及び申請者が委託した事業者等の関係者（以下「申請者等」という。）から聞き取った内容」及び「欠席した委員からの議題に対する意見」に係る部分である。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

(7) 本号の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報であっても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、思想、信条、宗教、趣味等に関する情報、知的創作物

に関する情報その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

(4) 本号該当性の判断

当審査会において、本件文書を見分したところ、本号に該当するとして非開示とされた申請者の氏名及び掘削地点周辺の源泉所有者の氏名は、いずれも個人の氏名であることが確認された。

また、当該部分について、本号ただし書に規定する例外に該当する事情は窺われなかった。なお、この点について、審査請求人から特段主張はなされていない。

よって、本件文書に記載された申請者の氏名及び掘削地点周辺の源泉所有者の氏名は、本号に該当し非開示が妥当である。

イ 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性について

(7) 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示とすることを定めている。

また、公にすることによる支障は、本号イからホまでに例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

なお、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(4) 本号該当性の判断

本件文書において、実施機関が本号に該当するとして非開示とした、委員間の意見交換等（事務局との質疑応答を含む。）に係る部分を「非開示部分1」、事務局職員による説明のうち「申請内容等に対する事務局の見解及び対応方針案」、「申請者等から聞き取った内容」及び「欠席した委員からの議題に対する意見」に係る部分を「非開示部分2」とした上で、以下のとおり判断する。

a 非開示部分1

温泉部会の委員は、地学、医学、薬学、法律学等に関し優れた経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから任命することとされており、それぞれの専門分野から任命された委員が温泉部会において職責を果たすためには、何らの制約を受けることなく、その専門的知識等をもとに率直で自由な意見交換が行われることが必要不可欠である。そのため、温泉部会は、(1)アのとおり非公開で行われている。

非開示部分1には、申請事案の審議についての発言内容が発言者名と併せて逐語的に記録されている。これを開示すると、発言内容に応じて、委員が、申請案件に利害関係を有する者等による個別の働きかけや責任追及等をおそれ、率直な意見交換に消極的となる結果、部会における審議の内容が形骸化し、適正な審議が行われなくなるなど、温泉部会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、他自治体では、委員名等の一部非開示部分はあるものの、質疑応答部分を含めた内容が公開されている旨主張するが、仮に非開示部分1のうち発言者名を非開示としたまま発言内容を開示したとしても、本県の温泉部会の委員がそれぞれの専門分野から任命されており、本件文書が逐語的な記載となっていることからすれば、発言内容から発言者名が推定され、前述と同様に温泉部会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは否定できない。

ただし、実施機関は、審議の賛否に関する情報を記録した部分及び部会当日に結論を保留した申請案件が後日承認されたことを記録した部分も非開示としているが、当該部分が開示されても、特定の委員の意見が明らかになるものではないため、温泉部会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、非開示部分1のうち、審議の賛否に関する情報を記録した部分及び部会当日に結論を保留した申請案件が後日承認されたことを記録した部分は開示すべきであるが、その余の部分は本号に該当し非開示が妥当である。

b 非開示部分2

(a) 申請内容等に対する事務局の見解及び対応方針

実施機関は、標記部分に記録された内容は、温泉部会における温泉掘削申請や動力装置設置申請に対する許可事務における事務局の見解や対応方針等であり、かかる内容が開示されると、将来の同種の事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

温泉法逐条解説（平成27年6月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）によると、温泉の掘削等は、当該掘削地点の地質の構造等により、それぞれ事情を異にしているため、事例毎に特有の諸事情を検討し個別的に許否が決定されるべきであり、温泉法に定める許否の基準は弾力的な運用が望まれるとされている。このことから、温泉の掘削等の許否の判断においては、実施機関に一定の裁量を与えられていると解することができ、標記部分を開示すると、将来の同種の事務に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

ただし、実施機関は、揚湯試験及びモニタリング調査の結果等、申請資料に記載された事項について事務局が説明した部分も非開示としているが、当該部分に実施機関の裁量的な判断が含まれるとは言い難く、開示されても、将来の同種の事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、標記部分のうち、申請資料に記載された事項について事務局が説明した部分は開示すべきであるが、その余の部分は本号に該当し非開示が妥当である。

(b) 申請者等から聞き取った内容

標記部分には、事務局が申請者から聞き取った利用計画及び申請者が委託した事業者から聞き取った揚湯試験の結果等が記録されている。

実施機関は、標記部分が開示されることにより、申請者等との信頼関係や協力関係が損なわれるおそれがある旨主張しているが、当審査会が確認したところ、いずれも聴取内容を非公開とする条件を付して聞き取りを行っている事情もなく、非開示としなければ今後聞き取りの際に率直な回答が得られないなど当該項目を開示することで事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする具体的な事情も認められないため、本号には該当せず、開示すべきである。

(c) 欠席委員からの議題に対する意見

標記部分には、温泉部会を欠席した委員から事前に提出された申請案件に関する意見を、事務局が代読した内容が逐語的に記録されているため、aと同様に、開示することにより、意見交換の内容が明らかとなり、今後の温泉部会における審議の内容が形骸化し、適正な審議が行われなくなるなど、温泉部会の運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あると認められ、本号に該当し非開示が妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

非開示部分		開示すべき内容
申請者の氏名、掘削地点周辺の源泉所有者の氏名		—
非開示部分 1 (委員間の意見交換等(事務局との質疑応答を含む。))		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議の賛否に関する情報を記録した部分 ・ 部会当日に結論を保留した申請案件を後日承認したことを記録した部分
非開示部分 2 (事務局職員による説明)	申請内容等に対する事務局の見解及び対応方針	・ 申請資料に記載された事項について事務局が説明した部分
	申請者等から聞き取った内容	全て
	欠席委員からの議題に対する意見	—